

一九九一年九月三日 第三種郵便物承認 毎月(一・二・三・四・五・六・七・八の日)発行

KSQ

臨時号

# 障害者事業団だより

財団法人箕面市障害者事業団

「障害者総合福祉法 骨格提言」で、社会的雇用等多様な働き方に  
ついての試行事業（パイロット・スタディ）が提唱されました

平成23年(2011年)8月30日(火曜日)、18回目を迎える総合福祉部会で、当初の目的である「**総合福祉法 骨格提言**」が55人の委員の賛意のもと、採択されました。

総合福祉部会とは、平成22年(2010年)1月にスタートした障がい者制度改革推進会議の専門部会ですが、同年4月の部会発足以来、箕面市の倉田哲郎市長が構成員になっています。

総合福祉法とは障害者自立支援法に替わり、平成25年(2013年)8月を目処に施行をめざすことになっている新法の仮の名称です。

ご承知のとおり、当事業団では、この間、箕面市と連携し、「社会的雇用の国モデル事業化」を提案・要望してきました。

平成23年(2011年)5月には、推進会議メンバーと部会メンバー10名で議論を行ってきた「就労」合同作業チーム報告書において、より普遍化した形で取り上げられ、そして、今回、同報告書をベースにした「骨格提言」に、次のように記載されるに至りました(骨格提言 P.29から引用)。

## 【表題】就労支援の仕組みの障害者総合福祉法における位置づけ

### 【結論】

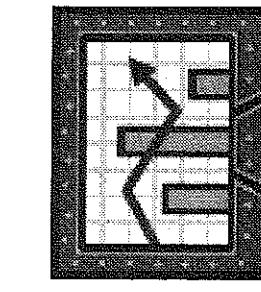
- 障害のある人への就労支援の仕組みとして、「障害者就労センター」と「ディア クティビティセンター(仮称、以下同様)」(作業活動支援部門)を創設する。
- 社会的雇用等多様な働き方についての試行事業(パイロットスタディ)を実施し、障害者総合福祉法施行後3年をめどにこれを検証する。その結果を踏まえ障害者の就労支援の仕組みについて、関係者と十分に協議しつつ所管部局のあり方も含め検討する。

試行事業の実施には、まだまだ超えねばならないハードルがたくさんありますが、一般就労と福祉的就労の「落差」を埋めるアプローチとして、ぜひとも実現して行きたいと考えます。

本号で紹介する「連続講座」も、そうした趣旨から、主に理論面での強化を図ろうと企画したものですので、こぞってご参加ください。

# 社会的雇用の国玉アゲル事業化へ向け、などを検証する

第1回



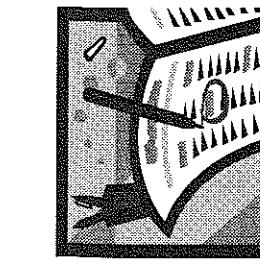
## 経済学の視点から～ 『障害者雇用と所得保障政策』

こまむら こうへい

講師：駒村 康平氏

慶應義塾大学経済学部教授／厚生労働省顧問  
障がい者制度改革推進会議「就労」合同作業チーム副座長

第2回



## 法律の視点から～ 『障害者雇用と法律、障害者が労働者として働くために』

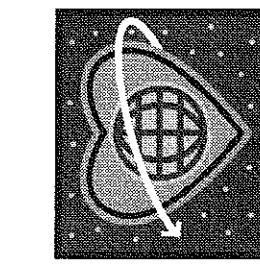
たけした よしき

講師：竹下 義樹氏

弁護士

障がい者制度改革推進会議「就労」合同作業チーム委員  
障がい者制度改革推進会議「就労」合同作業チーム委員

第3回



## 社会福祉の視点から～ 『国際障害者年(1981年)以降の、障害者と労働を取り巻く動き』

さとう ひさお

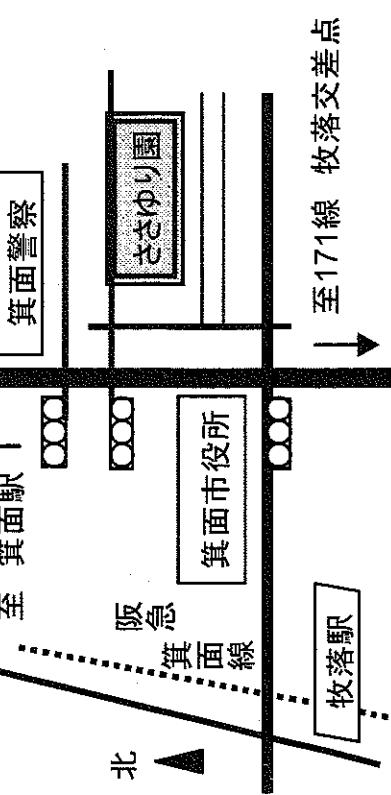
講師：佐藤 久夫氏

日本社会事業大学 社会福祉学部教授  
障がい者制度改革推進会議 総合福祉部会 部会長

【主催】 箕面市  
【運営】 財団法人箕面市障害者事業団

《TEL》072-723-1210  
《FAX》072-724-3383

\* 参加費無料、保育について要事前予約。  
\* 手話通訳・要約筆記・点字資料あります。  
\* 駐車スペースに限りがありますので公共交通機関をご利用ください。



## 編集後記

障がい者制度改革推進会議での議論を踏まえ、障害者基本法の一部を改正する法律が国会に上程され、衆参での議決(一部追加等、修正)を経て、平成23年(2011年)8月5日に公布・施行された。

障害者政策委員会(公布から1年以内に施行予定)が規定されるなど、画期的な内容を含んでいるが、労働分野でも大きな前進があった。

巻頭に記した「就労」合同作業チームでの議論が反映され、初めて「多様な就業の機会の確保」と「そのための調査・研究」が、記されたのである。

障害者基本法の精神を具体化するためにも、巻頭の試行事業の実施が急がれる。

(栗原)

**改正 障害者基本法(抜粋、アンダーライン部分が改正箇所)**

(職業相談等)

**第十八条** 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害者の多様な就業の機会の確保を図るため、前項に規定する施策に関する調査及び研究を促進しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者の地域社会における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(雇用の促進等)

**第十九条** 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならない。

- 2 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もつてその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

**KSKQ**

障害者事業団だより 臨時号  
発行日／2011年9月28日

編集人／財団法人箕面市障害者事業団（理事長 尾池 良行）

〒562-0015 大阪府箕面市稻1-11-2 ふれあい就労支援センター4階

TEL 072-723-1210 / FAX 072-724-3383

ホームページ <http://www.minoh-loop.net/> Eメール [info@minoht-loop.net](mailto:info@minoht-loop.net)

一九九一年九月三日第三種郵便物承認 每月(一・二・三・四・五・六・七・八の日)発行 発行人＝関西障害者定期刊行物協会[大阪市天王寺区真田山町2-2 東興ビル4階] 頒価100円